

受付印

平成 年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

処理事項

整理番号

事務所

区分

法人番号

申告区分

申告年月日

年 月 日

所在地

事業種目

（ふりがな）

法人名

（ふりがな）

代表者
自署押印

経理責任者
自署押印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税										道府県民税									
前事業年度の事業税額（ ³⁸ の金額）										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額									
所得割額（ ³⁹ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）										（の金額）									
付加価値割額（ ⁴⁰ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）										予定申告税額									
資本割額（ ⁴¹ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）										（ × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ）									
収入割額（ ⁴² × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）										この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額									
前事業年度の地方法人特別税額（ ⁴⁸ ）										この申告により納付すべき法人税割額									
地方法人特別税額（ ²² × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）										均等割額									
予定申告税額（+ + + ²¹ + ²³ ）										算定期間中において事務所等を有していた月数									
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額										円 × $\frac{12}{\text{月}}$									
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ²⁴ - ²⁵										この申告により納付すべき道府県民税額									
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細																			
摘要										課税標準									
税率 $\frac{1}{100}$										税額									
所得割										所得金額総額 ²⁷									
所得割										所得金額 ²⁸									
付加価値割										付加価値額総額 ²⁹									
付加価値割										付加価値額 ³⁰									
資本割										資本金等の額総額 ³¹									
資本割										資本金等の額 ³²									
収入割										収入金額総額 ³³									
収入割										収入金額 ³⁴									
合計事業税額 ²⁸ + ³⁰ + ³² + ³⁴										前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細									
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ³⁶										（リース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額又は法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属税額									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ³⁷										法人税割額									
納付すべき事業税額 ³⁵ - ³⁶ - ³⁷										外国の法人税等の額の控除額									
所得割 ³⁹										仮装経理に基づく法人税割額の控除額									
資本割 ⁴¹										利子割額の控除額									
収入割 ⁴²										租税条約の実施に係る法人税割額の控除額									
摘要										課税標準									
税率 $\frac{1}{100}$										税額									
所得割に係る地方法人特別税額 ⁴³										この申告の期間									
収入割に係る地方法人特別税額 ⁴⁴										平成 年 月 日から平成 年 月 日まで									
合計地方法人特別税額（ ⁴³ + ⁴⁴ ）										前事業年度又は前連結事業年度の期間									
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⁴⁶										平成 年 月 日から平成 年 月 日まで									
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⁴⁷										備考									
納付すべき地方法人特別税額 ⁴⁵ - ⁴⁶ - ⁴⁷										関与税理士署名押印									
										（電話）									

（事業税）

（地方法人特別税）